

国見町告示第4号

国見町水道料金等減免事業実施規程を次のとおり定める。

令和8年2月4日

国見町長 村上 利通

国見町水道料金等減免事業実施規程

(目的)

第1条 この告示は、物価高騰の影響による水道使用者の経済的な負担を軽減するため、国見町水道条例（平成9年国見町条例第19号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、水道料金及び使用料（以下「水道料金等」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象者)

第2条 国見町水道料金等減免事業（以下「事業」という。）の対象は、条例第24条に規定する用途の種類のうち、一般用、営業用及び官公署を除く団体用とする。

(減免の範囲)

第3条 減免の対象となる水道料金等は、水道基本料金及びメーター使用料（条例第23条に規定する消費税相当額を加えた額をいう。）とする。

(減免の期間)

第4条 減免の対象期間は、令和8年3月請求分の2か月間とする。

(減免申請)

第5条 水道料金等の減免を受けようとする者の申請は必要としない。

(水道料金等の請求)

第6条 町長は、水道料金等から第3条により算定した減免金額を減じた金額を水道使用者へ請求するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年2月10日から施行する。